

ワクチン開発・生産体制強化タスクフォースの開催について（案）

令和 3 年 3 月 29 日
医薬品開発協議会

1. 今回の COVID-19 に関しては、累次の緊急対策を行ってきたものの、国産ワクチンは、未だ薬事承認に至っていない。主な要因は、国内の感染症研究の相対的地位の低下、産業界の主たる注力分野の変化、ワクチンに係る制度等、産学官に跨る様々な要因が考えられる。そこで、我が国のワクチン開発・生産体制における課題を整理・検討するため、関係省庁等からなるワクチン開発・生産体制強化タスクフォース（以下「TF」という。）を開催する。

【検討すべき事項の例】

- (1) 感染症の主要大学及び公的研究機関の機能拡充と研究体制
- (2) AMED 等による支援の在り方、民間企業の研究開発・生産体制の整備及びその維持、ベンチャー投資の増大
- (3) 治験環境・薬事承認やワクチンギャップを改善する制度設計
- (4) 国際協調と国際共同治験

2. TF の構成は、次のとおりとする。ただし、議長が必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長	和泉 洋人	内閣総理大臣補佐官（健康・医療に関する成長戦略担当）
議長代行	寺澤 達也	内閣府本府参与
議長代理	福島 靖正	厚生労働省医務技監
	新原 浩朗	内閣官房成長戦略会議事務局次長代理補
	野原 諭	内閣官房成長戦略会議事務局次長
	杉野 剛	文部科学省研究振興局長
	佐原 康之	厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官
	大坪 寛子	厚生労働省大臣官房審議官
	正林 督章	厚生労働省健康局長
	鎌田 光明	厚生労働省医薬・生活衛生局長
	畠山 陽二郎	経済産業省大臣官房商務・サービス審議官

3. TF の庶務は、文部科学省及び経済産業省の協力を得て、内閣府健康・医療戦略推進事務局及び厚生労働省において処理する。

4. 前各項に定めるもののほか、TF の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

この決定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。